

◎新潟県告示第1178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所  
魚沼漁業協同組合  
魚沼市佐梨11050-16
- 2 漁業権の免許番号  
内共第13号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前				
<p>（遊漁料の額及び納付方法）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">納付場所</th> </tr> <tr> <td>魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、<u>コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）</u>、取締員、その他）</td> </tr> </table>	納付場所	魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、 <u>コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）</u> 、取締員、その他）	<p>（遊漁料の額及び納付方法）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">納付場所</th> </tr> <tr> <td>魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、取締員、その他）</td> </tr> </table>	納付場所	魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、取締員、その他）
納付場所					
魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、 <u>コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）</u> 、取締員、その他）					
納付場所					
魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、取締員、その他）					
<p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 <u>オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(4)によるものとする。</u></p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>				
<p>（遊漁に際し守るべき事項）</p> <p>第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し<u>漁場監視（取締）員の要求があったときはこれを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。</u></p>	<p>（遊漁に際し守るべき事項）</p> <p>第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場取締員の要求があったときはこれを提示しなければならない。</p>				

2～3 (略)

別記様式 (4) オンラインシステム 遊漁承認証

H 遊漁券 (銀山)	
R	／
住所 氏名	顔写真
遊漁料金	
取扱者	魚沼漁業協同組合
魚種	いわな、やまめ、にじます、うぐい こい、ふな
漁具/漁法	竿釣
遊漁区域	奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川
注意事項	

2～3 (略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日